農林事務所について

1 農林事務所の所在地と組織

県内には7つの農林事務所があり、それらの組織等は次のとおりである。

(1) 農林事務所の所在地

県北農林事務所福島市杉妻町 5 番 75 号県中農林事務所郡山市麓山一丁目 1 番 1 号県南農林事務所白河市昭和町 269 番地

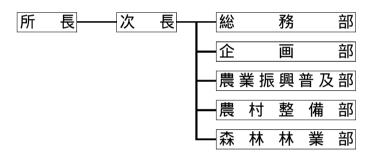
会津農林事務所 会津若松市追手町7番5号

南会津農林事務所 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277 番地の 1

相双農林事務所 南相馬市原町区錦町一丁目 30 番地

いわき農林事務所 いわき市平字梅本 15 番地

(2) 農林事務所の組織



(3) 農林事務所の職員数(平成21年5月1日現在)

(単位:人)

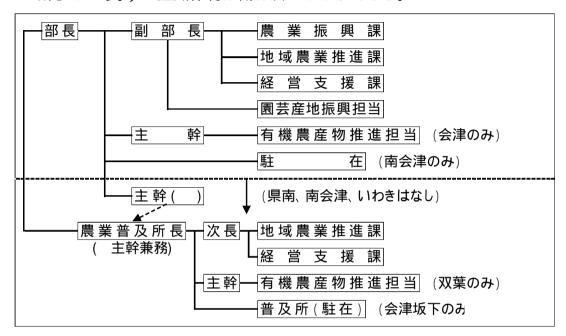
								<u> </u>	, \ ,			
		Α		В	С	D			Е	1	2	3
農林事務所 等の組織 農林事務所 等の名称	所長·次長	総務部	召画駘	農業振興普及部	農村整備部	森林林業部	計	Α	B + C + D 現業部門	E/計	B/計	B/E
県北農林事務所	2	9	12	32	22	18	95	23	72	75.8%	33.7%	44.4%
伊達農業普及所				16			16	0	16	100%	100%	100%
安達農業普及所				14			14	0	14	100%	100%	100%
小計	2	9	12	62	22	18	125	23	102	81.6%	49.6%	60.8%
県中農林事務所	2	8	12	29	34	20	105	22	83	79.0%	27.6%	34.9%
田村農業普及所				13			13	0	13	100%	100%	100%
須賀川農業普及所				17			17	0	17	100%	100%	100%
小計	2	8	12	59	34	20	135	22	113	83.7%	43.7%	52.2%
県南農林事務所	2	6	9	26	21	16	80	17	63	78.8%	32.5%	41.3%
会津農林事務所	2	10	12	28	35	34	121	24	97	80.2%	23.1%	28.9%
喜多方農業普及所				13			13	0	13	100%	100%	100%
会津坂下農業普及所				14			14	0	14	100%	100%	100%
小計	2	10	12	55	35	34	148	24	124	83.8%	37.2%	44.4%
南会津農林事務所	2	6	6	18	12	22	66	14	52	78.8%	27.3%	34.6%
相双農林事務所	2	8	10	26	34	16	96	20	76	79.2%	27.1%	34.2%
双葉農業普及所				14			14	0	14	100%	100%	100%
大柿ダム管理事務所					3		3	0	3	100%	0%	0%
富岡林業指導所						6	6	0	6	100%	0%	0%
小計	2	8	10	40	37	22	119	20	99	83.2%	33.6%	40.4%
いわき農林事務所	2	6	6	18	13	18	63	14	49	77.8%	28.6%	36.7%
計	14	53	67 ≠ ፲፱	278	174	150	736	134 z 宝山 4	602	81.8%	37.8%	46.2%

- 1 農林事務所全体のうち現業部門職員の占める割合
- 2 農林事務所全体のうち農業振興普及部職員の占める割合 3 現業部門職員のうち農業振興普及部職員の占める割合

2 農業振興普及部の概要

(1) 農業振興普及部の組織

農業振興普及部(以下「普及部」という。)及び農業普及所(以下「普及所」という。)の組織体制は概ね次のとおりである。



(2) 農業振興普及部の歳出予算

農業振興普及部の平成20年度の予算執行状況は下記のとおりである。

農林事務所別歳出予算執行実績調(定期監査資料より、なお、職員費については別に聞き取りしたもの)

款:農林水産業費「決算額	J							(単位:千円)
項目 主な事業費	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計
農業費	412,073	499,421	204,390	574,616	179,647	281,379	150,805	2,302,331
農業総務費	13,567	20,497	13,162	13,431	7,388	14,099	5,933	88,077
農業振興費	371,631	441,697	177,038	515,443	161,682	229,787	106,890	2,004,168
農業委員会費 交付金等	29,718	35,409	17,760	33,513	7,286	26,910	7,833	158,429
中山間地域等直接支 払事業費 交付金	273,971	350,189	114,616	418,325	50,946	158,250	91,714	1,458,011
戦略的産地づくり総合 支援事業 補助金	57,087	42,150	41,379	53,439	15,826	34,681	3,233	247,795
その他	10,855	13,949	3,283	10,166	87,624	9,946	4,110	139,933
農業構造改善対策費	21	34	45	34	16	69	50	269
農作物対策費	254	234	79	224	55	160	74	1,080
農業改良振興費	3,223	2,362	1,515	4,204	88	7,053	1,183	19,628
農業改良普及費	14,069	17,272	5,562	19,191	6,599	16,672	4,604	83,969
植物防疫費	389	389	296	518	305	415	337	2,649
農業共済事業指導費	-	1	4	11	10	4	6	36
農林金融対策費	163	256	173	238	117	182	135	1,264
農業協同組合指導費	13	18	41	33	84	84	94	367
水田農業振興費	7,871	9,596	6,152	19,903	1,782	11,680	2,226	59,210
食糧需給対策費	212	412	28	37	12	428	36	1,165
流通対策費	292	6,338	121	605	1,414	285	2,498	11,553

項	目	主な事業費	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計
		芸特産振興費	252	242	132	741	95	353	26,674	28,489
		域農業開発費	116	74	32	-	-	108	65	395
		業研究費			10					10
畜	産	業費	16,206	21,296	20,613	5,616	189	2,239	1,980	68,139
	畜	産総務費	149	125	78	186	125	141	14	818
	畜	産振興費	16,057	21,161	20,535	5,423	64	2,098	1,966	67,304
		飼料生産流通対策 事業費(稲WCS等) 補助金	12,269	10,546	13,491	4,981		1,920	1,921	45,128
		その他	3,788	10,615	7,044	442	64	178	45	22,176
		計	428,279	520,717	225,003	580,232	179,836	283,618	152,785	2,370,470
		職員費	509,155	475,436	243,585	436,034	155,545	332,754	164,225	2,316,734
		合 計	937,434	996,153	468,588	1,016,266	335,381	616,372	317,010	4,687,204

職員費の計算について

職員費は、農林事務所及び農業普及所ごとに管理されており、その総額は5,107,173 千円であり、総職員数736人に支給されている。1人あたり約7,000千円である。普及部の職員費を算定するため、人数割で計算すると次のとおりとなる。

(単位:千円)

	職員費	農林事務所全体の うち現業部門職員 の占める割合(1)と按分した職員 費		農林事務所全体の うち農業振興普及 部職員の占める割 合(2)と按分した 職員費		現業部門職員のうち農業振興普及部職員の占める割合(3)と按分した職員費	
県北農林事務所	617,034	75.8%	467,647	33.7%	207,843	44.4%	274,237
伊達農業普及所	126,550	100%	126,550	100%	126,550	100%	126,550
安達農業普及所	108,369	100%	108,369	100%	108,369	100%	108,369
小計	851,952		702,565		442,761		509,155
県中農林事務所	724,648	79.0%	572,817	27.6%	200,141	34.9%	253,190
田村農業普及所	98,746	100%	98,746	100%	98,746	100%	98,746
須賀川農業普及所	123,500	100%	123,500	100%	123,500	100%	123,500
小計	946,893		795,062		422,386		475,436
県南農林事務所	590,226	78.8%	464,803	32.5%	191,824	41.3%	243,585
会津農林事務所	804,484	80.2%	644,917	23.1%	186,162	28.9%	232,222
喜多方農業普及所	101,241	100%	101,241	100%	101,241	100%	101,241
会津坂下農業普及所	102,571	100%	102,571	100%	102,571	100%	102,571
小計	1,008,296		848,729		389,973		436,034
南会津農林事務所	449,352	78.8%	354,035	27.3%	122,550	34.6%	155,545
相双農林事務所	655,591	79.2%	519,009	27.1%	177,556	34.2%	224,281
双葉農業普及所	108,473	100%	108,473	100%	108,473	100%	108,473
大柿ダム管理事務所	8,680	100%	8,680		0	0%	0
富岡林業指導所	40,653	100%	40,653	0%	0	0%	0
小計	813,397		676,815		286,028		332,754
いわき農林事務所	447,057	77.8%	347,711	28.6%	127,731	36.7%	164,225
計	5,107,173		4,189,720		1,983,254		2,316,734

職員数は平成21年5月1日現在のものであるが、各部の構成比率に大きな差はないものと仮定して、平成20年度の職員費算出に用いている。

農林事務所全体に占める普及部職員の割合、つまり単純な人数割で計算すると1,983,254 千円となる。しかし、所長、次長、総務部、企画部は間接部門であり、それ以外の普及部、農村整備部及び森林林業部は現業(直接)部門であるため、現業部門に占める普及部職員の割合で計算するのが適切である。よって、普及部の歳出予算には2,316,734 千円を計上してある。

普及部の予算は総額 2,370,470 千円であり、農業振興費 2,004,168 千円はその殆どが交付金等であることからその金額を除くと 366,302 千円だけとなる。しかし、上記の計算による職員費は 2,316,734 千円となることから、この職員費を加えた 2,683,036 千円の費用をかけて農業の普及活動をしていることになる。

なお、中山間地域等直接支払事業及び戦略的産地づくり総合支援事業の内容は次のとおりである。

中山間地域等直接支払事業について

趣旨:中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られている。

しかしながら、中山間地域では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されている。

このような状況を踏まえ、食料・農業・農村基本法(平成 11 年法律第 106 号。以下「新基本法」という。)第 35 条第 2 項において「国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。」とされたところである。

このため、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、国民の理解の下に、実施要領に定めるところにより中山間地域等直接支払交付金を交付する。

戦略的産地づくり総合支援事業について

目的:本県農業の再生を図るためには、園芸産地の活性化と新たな産地づくりを早急に進める必要があるため、ふくしま食・農再生戦略に基づく持続的発展を目指す園芸産地の取組を支援する。

また、水田農業の抜本的な改革を積極的に進めるため、米生産コスト削減や需要動向に応じた米づくり、大豆・麦・そばの産地強化、飼料作物の生産拡大を目指す取組を支援する。

実施方針:

1 園芸特産作物の振興や集落営農等多様な担い手の育成にあっては、「ふくしま食・農再生戦略」に基づき実施するものとし、事業実施主体は、事業の実施にあたって産地戦略等に沿った定量可能な振興目標を立ててその達成に努めるものとする。

なお、本県の園芸生産の多くが稲作と組み合わせた複合経営によることを踏まえ、水田への園芸作物の導入を推進するとともに、生産調整の実施に配慮するものとする。

- 2 水田畑作の振興にあっては、「ふくしま水田農業改革実践プログラム」に基づき、米の計画的生産を基本としながら、本県水田農業の目指す方向の実現のため実施するものとし、事業実施主体は、事業の実施にあたって地域水田農業ビジョン等に沿った定量可能な振興目標を立ててその達成に努めるものとする。
- 3 産地振興を図るためには担い手の育成確保が必要不可欠であることから、本事業においては、地域を牽引するモデル的な認定農業者への支援を強化する。

3 農業振興普及部の活動

普及部の活動状況やその成果を報告している農業普及年報と、活動の中心となっている普及指導員について検討する。

(1) 農業普及年報について

毎年、各農林事務所と各農業普及所はそれぞれ農業普及年報を作成しているが、全て入手して読んでみたところ、専門的な事項が多く、1度や2度読んでみても何が書いてあるのかわからない状況である。さらに、タイトルが統一されていないほか、内容についても技術的な説明が多く、活動課題と実績は全て記載されているが、その様式は統一されていない。

タイトルについては次のとおりである。

普及年報:県北農林事務所(全34頁)

伊達農業普及所(全43頁)

安達農業普及所(全49頁)

農業改良普及年報:県中農林事務所(全65頁)

田村農業普及所(全56頁) 会津農林事務所(全129頁) 会津坂下農業普及所(全65頁)

「普及のあゆみ」とも入っている

相双農林事務所(全135頁)

双葉農業普及所分も含めて作成している。

いわき農林事務所(全49頁)

普及指導年報:須賀川農業普及所(全36頁)

農業振興普及年報:県南農林事務所(全66頁) 普及のあしあと:喜多方農業普及所(全41頁) 農業普及年報:南会津農林事務所(全49頁)

また、項目等についても統一性がなく、例えば県北農林事務所と県中農 林事務所の年報を比較すれば次のとおりである。



◆──→ 内容が同一のもの

【意見】

課題や普及活動方針などは、「福島県農業・農村振興条例 農業及び農村振興の基本方針」(「福島県の農業及び政策 16 頁参照)と同一で良いと思われる。

今回は、稲作の有機栽培や特別栽培の実証圃の研究成果が記載されていたが、内容も統一されているとは言えず技術的な説明だけである。数字を使ったわかりやすい説明とすべきである。普及部は、農業総合センターと連携し、農業振興に貢献すべきであるので、普及年報の作成に統一性を待たせ、分かりやすい年報とする必要がある。

また、必要以上のページ数になっているところもあるので、記載事項等を定めるべきである。

(2) 普及指導員について

普及部及び普及所の職員の大部分は、普及指導員の資格を有したうえで 農業の普及活動をしている。 普及指導員とは何か、 普及指導員資格試 験、 普及指導員の活動状況についてはそれぞれ次のとおりである。

普及指導員とは

普及指導員は、「農業改良助長法」によって規定されている。同法の目的は、「農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を得、これを普及交換することができるようにするため、農業に関する試験研究及び普及事業を助長し、もつて能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図り、あわせて農村生活の改善に資することを目的とする」とされている。

都道府県はこの目的を達成するため普及指導員を配置し、普及指導員 は次に掲げる業務を行うこととされている。

- ア 試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な 連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について 調査研究を行うこと。
- イ 巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により、 直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善 又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行う こと。

また、普及指導員の任用資格と研修、指導手当については次のとおり規定されている。

普及指導員の任用資格

農林水産大臣が農林水産省令で定めるところにより行う普及指導 員資格試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者でなけ れば、普及指導員に仟用されることができない。

普及指導員の研修

都道府県知事は、普及指導員の技術及び知識の向上を図るため、計画的に、普及指導員についての研修を実施するよう努めなければならない。

普及指導手当

都道府県は、条例で定めるところにより、普及指導員に対して、その者の勤務の状態が政令で定める要件に該当する場合に、普及指導手当を支給することができる。

普及指導手当については、月の半分以上の日数を普及活動に従事した場合に、福島県では給料の月額の8%を支給している。

平成 20 年度の普及指導手当の支給対象者は、普及指導センターの職員 213 名のうち 182 名 (管理職並びに新規採用職員など普及指導員資格を有さない職員を除く。)となっている。

	支給額	対象者	1人あたり支給額
平成 20 年度	60,118 千円	182 人	330 千円

普及指導員資格とは

普及指導員資格試験の概要は次のとおりである。

普及指導員資格について

農業改良助長法の一部改正(平成16年5月26日改正)により、各都道府県で行ってきた「改良普及員資格試験」は平成16年度に廃止され、平成17年度からは国が新たな「普及指導員資格試験」を実施している。同法では、原則として、国が実施する「普及指導員資格試験」に合格した者でなければ普及指導員に任用することができないと規定している。

試験の概要

(1)受験資格

普及指導員資格試験を受験するには、以下に掲げるいずれかの職務 に従事した経験が必要となる。

国、地方公共団体または法人の試験研究機関における農業また は家政に関する試験研究

高等学校またはこれと同等以上の教育機関における農業また は家政に関する教育

国、地方公共団体または法人における農業または家政に関する 技術についての普及指導

上記の職務に従事した期間については、学歴等に応じて以下の表に 掲げる年数以上の実務経験が必要となる。

学 歴 等	従事年数(実務経験)
大学院修了	2年
大学等卒業	4 年
短期大学等卒業	6年
高等学校卒業	10年

2年

(2)試験方法

試験は「書類審査」、「筆記試験」及び「口述試験」により行う。

書類審査:農業改良助長法施行規則第7条の規定により提出され た業績報告書に記載された農業または家政に関する 実務経験について、それが普及指導活動に必要な技能 を習得することができるものであるか否かの判定を 行う。

筆記試験:審査課題ア、イ、ウの3つの課題について行う。

ア 審査課題アの内容について

農業概論(食料・農業・農村をめぐる情勢、食料・農業・農村に関する施策、農業技術・経営及び農村生活に関する知識、知的財産権に関する知識)について、農業等に関する基礎的な知識の有無を判定する。

イ 審査課題イの内容

選択項目(9専門項目)のうちから受験者が1項目を選択して受験するものであって、専門項目に関する高度かつ専門的な技術に関する知識及びその応用能力の有無を判定する。

選択項目

作物 土壌及び肥料 地域計画及び環境 園芸 植物保護 流通及び加工 畜産 労働・機械及び農作業 経営管理

ウ 審査課題ウの内容(小論文)

農業の現場における課題を解決するのに必要な地域の現状の把握、普及指導計画の策定及び現場の指導等に関する企画立案の能力並びに普及指導活動手法に関する知識の有無を判定する。

口述試験

面接により、農業の現場における課題を解決するのに必要な意 欲、常識、態度及び意思疎通の能力等を有するか否かの判定を行 う。

普及指導員の資格取得には学歴に応じた実務経験年数を有することが必要とされる。また、普及部及び普及所における普及体制も 作物 畜産 野菜特産 花き 農村環境 果樹の6つの専門分野に分かれている。これらのことを踏まえると、普及部及び普及所の普及指導員は指導に必要な能力を十分に有していると思われる。

普及指導員の活動状況

普及指導員の活動状況を現地指導、指導準備、関係機関との連携及び その他所内運営・事務等の4つに分けると次の表になる。

			うち有	上段:普及	及活動日数	女(日) /	下段∶活動Ы	比率(%)
農	林事務所及び普及所名、 職区分	人数 (人)	資格 者数 (人)	現地 指導	指導 準備	関係機 関等と の連携	その他 所内運営 ·事務等	計
	部長、副部長、課長 等	4	3	77	478	149	207	
県	כי אוא וא יא יום מונש יא יום	•		8.5%	52.5%	16.4%		
北	その他	14	12	699	1,554	260	466	
	 言十		4.5	23.5%	52.2%	8.7%	15.6%	
	ĒΤ	18	15	776 79	2,032 316	409	673 365	
	所長、次長、課長 等	4	4	8.3%	33.3%	188 19.8%	38.5%	948
伊				658	1,275	276	389	2,598
達	その他	12	12	25.3%	49.1%	10.6%	15.0%	2,330
		16	16	737	1,591	464	754	3,546
				50	292	97	452	
إجا	所長、次長、課長 等	4	4	5.6%	32.8%	10.9%	50.7%	001
安	7 m/lb	40	4.0	702	1,020	267	288	2,277
達	その他	10	10	30.8%	44.8%	11.7%	12.6%	
	計	14	14	752	1,312	364	740	
		1	1	58	337	45	398	
県	部長、副部長、課長等	4	4	6.9%	40.2%	5.4%	47.5%	
中	その他	13	13	816	957	223	723	2,719
—	, -	13	13	30.0%	35.2%	8.2%	26.6%	
	計	17	17	874	1,294	268	1,121	
	所長、次長、課長 等	4	4	92	102	180	533	907
	M C M C H C H	-		10.1%	11.2%	19.8%	58.8%	
	その他	9	9	492	861	147	429	1,929
				25.5%	44.6%	7.6%	22.2%	
	計	13	13	584	963	327	962	
ᄻ	所長、次長、課長 等	4	4	113	292	131	340	876
須				12.9%	33.3%	15.0%	38.8%	0.770
賀川	その他	13	13	953	1,089	388	340 12.3%	2,770
 '''		 17	17	34.4%	39.3%	14.0%		2 646
Н		17	17	1,066 60	1,381 302	519 108	680 450	
	部長、副部長、課長等	4	4	6.5%	32.8%	11.7%		
県	til			988	1,013	357	546	
南	その他	14	14	34.0%	34.9%	12.3%		
		18	18	1,048	1,315	465	996	
П				86	165	155		
	部長、副部長、課長 等	5	4	8.0%	15.3%	14.4%		
会津	7 A/H	4.4	4.4	894	1,428	359	569	
洋	その他	14	14	27.5%	43.9%	11.0%	17.5%	
	計	19	18	980	1,593	514	1,241	

			うち有	上段:普及	及活動日数	女(日) /	下段:活動	比率(%)
農	林事務所及び普及所名、 職区分	人数 (人)	資格 者数 (人)	現地 指導	指導 準備	関係機 関等と の連携	その他 所内運営 ·事務等	計
	所長、次長、課長 等	4	4	61	580	137	124	
喜多方				6.8%	64.3%	15.2%	13.7%	
多十	その他	9	8	725	822	259	248	2,054
יטן	 計	13	12	35.3%	40.0%	12.6%	12.1%	2.056
H	百日	13	12	786	1,402	396 117	372	
会	所長、次長、課長 等	4	4	166 18.0%	310 33.7%	12.7%	328 35.6%	
津				479	1,167	252	210	
	その他	10	10	22.7%	55.4%	12.0%	10.0%	2,100
下		14	14	645	1,477	369	538	3,029
				186	262	116	362	926
南	部長、副部長、課長等	4	4	20.1%	28.3%	12.5%	39.1%	
	7 O //L	0	0	772	740	258	293	
会津	その他	9	9	37.4%	35.9%	12.5%	14.2%	,
		13	13	958	1,002	374	655	2,989
	部長、副部長、課長等	4	4	57	309	83	332	781
相	中 女権、女合軍、女合	4	4	7.3%	39.6%	10.6%	42.5%	
双	その他	14	14	927	1,078	283	597	
^^				32.1%	37.4%	9.8%	20.7%	
	計	18	18	984	1,387	366	929	3,666
	所長、次長、課長 等	5	5	168	141	166	646	1,121
双				15.0%	12.6%	14.8%	57.6%	
葉	その他	9	9	764	876	272	212	2,124
				36.0%	41.2%	12.8%	10.0%	0.045
	計	14	14	932	1,017	438	858	3,245
L١	部長、副部長、課長 等	4	3	126	203	190	239	758
わ				16.6% 782	26.8% 911	25.1% 240	31.5%	2,214
き	その他	10	9	35.3%	41.1%	10.8%	281 12.7%	2,214
-		14	12	908	1,114	430	520	2,972
\vdash	部長(所長)、副部長			1,379	4,089	1,862	5,448	
	(次長)、課長等	58	55	10.8%	32.0%	14.6%	42.6%	
合		400	4.5.0	10,651	14,791	3,841	5,591	
計	その他	160	156	30.5%	42.4%	11.0%	16.0%	
	 計	218	211	12,030	18,880	5,703	11,039	

- 1 普及活動日数は、1日を8時間と換算して日数を算出している。
- 2 現地指導には、各事務所から現地までの移動時間が含まれている。

現地指導に指導準備を加えると、その割合は管理職以外の職員では70%を超えている。

なお、各農林事務所(普及所)によって、現地指導の割合に差が生じているのは、移動時間の差によるものと思われる。

(3) 普及指導員の活動内容について

農業改良助長法に普及指導員は直接農業者と接して次の科学的技術及び 知識の普及指導を行うとされている。

農業生産方式の合理化

農業経営の改善

農村生活の改善

「 農業生産方式の合理化」については、普及指導員は経験も資格も有して活動しているので問題はないと思われる。「 農村生活の改善」については、農村環境の担当もいるので、同様に問題ないと思われる。そこで、「 農業経営の改善」を中心に検討する。

(4) 農業経営の改善について

県の農業産出額は減少傾向にあり、耕作放棄地の増加や農家の高齢化が問題となっている。そんな中でも普及部(普及所)の尽力により県が支援する農家の農業経営は改善していると思われる。しかし、そのことを明らかにする資料が作成されていない。

普及部は、市町村が認定している認定農業者のフォローアップを支援している。また、認定農業者の認定期間は5年であり、平成20年の認定農業者には平成15年度にも認定を受けたいわゆる再認定農業者がいる。

以上のことから、平成 20 年の再認定者について、平成 15 年度の売上高・ 所得実績、当時の平成 20 年度の目標及び平成 20 年度の売上高・所得の実 績について調査した。

認定農業者について

認定農業者制度とは、「農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)」(以下、「法」という。)第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者または組織経営体である。

また、全国農業会議所発行パンフレット「平成 20 年版 認定農業者になりませんか」によれば認定農業者制度とは次のとおりである。

認定農業者制度とは?

意欲のある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した 『農業改善計画』を市町村が認定し、その計画達成に向けた取組を関 係機関・団体が支援する仕組みです。

認定農業者になるためには

農業経営改善計画を作成し、次の事項について、5 年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

経営規模の拡大(もっと経営面積を大きくしたい)

生産方式の合理化(農業生産のムダを省きたい)

経営管理の合理化(コスト管理をしっかりしたい)

農業従事の態様の改善(労働時間を少なくしたい)

認定基準

・市町村基本構想に適しているか

- ・農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか(生産調整に取り組むことが必要です。)
- ・達成できる計画か

認定農業者に対する主な支援措置

- ・水田・畑作経営所得安定対策
- · 指定野菜価格安定対策事業
- 果樹経営支援対策事業
- · 肉用牛肥育経営安定対策事業
- 地域肉豚生産安定基金造成事業
- ・農地の面的集積促進
- · 融資主体型補助
- ・機械・施設のリース料助成
- ・農業経営基盤強化準備金制度
- ・制度資金無利子化措置
- ・無担保・無保証人クイック融資
- ・農業者年金の保険料補助

郡山市の認定基準

認定農業者は、米の生産調整をし、効率的かつ安定的な農業経営を目指している農業者と市町村が認定した農家であるが、具体的に郡山市の例をみると次のとおりである。

平成 18 年 8 月郡山市策定の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向として次のように記載されている。

農業を本市の基幹産業として今後とも振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。

(中略)

具体的には、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を達成し、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を概ね確保(主たる従事者1人当たり400万円以上、1個別経営体当たり570万円以上)できるような、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

また、上記の目標達成を可能にする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、主要な営農類型を示しており、その一部は次のとおりである。

1 地域別営農類型

(1)西部地区

高冷地で夏期は比較的冷涼、水稲及び高冷地野菜、畜産、葉たばこ、 菌茸を組み入れた複合経営地帯

[個別経営体]

営農類型	経営 規模	作物別 生産規模	生産方式(資本装備	農業従事者	
水稲 + 野菜	9.3ha	水 稲 3.0ha 水稲受託 6.0ha 夏秋キュウリ 0.3ha	トラクター (30ps) コンバイン (3 条 刈	1 台台台台台 1 1 1 1 1 1 1 1	主たる従事者 1人 家族補助従事 者 2人

以下略

(2)中部地区

平坦部は水稲単一経営及び野菜、果樹、花き等と水稲を組み合わせた 複合経営地帯、山間部は果樹、畜産、菌茸を基幹とした複合経営地帯 〔個別経営体〕

営農類型	経営 規模	作物別 生産規模	農業従事者	
水稲	15.0ha	水稲 10.0ha 水稲受託 5.0ha	トラクター (48ps) 1台 コンバイン (5条 1台 刈) 4台 乾 燥 機 1台 田 植 機 (8条) 2台 動 力 散 粉 機 他	1 人 1 家族補助従事 1 者 1 人

以下略

(3)東部地区

丘陵地帯は、果樹、酪農、葉たばこ等と水稲を組み合わせた複合経営 地帯で阿武隈川右岸の都市近郊においては野菜、花き、水稲の複合経営 地帯

[個別経営体]

営農類型	経営 規模	作物別 生産規模	生産方式(資本装備)	農業従事者
水稲+野菜	3.4ha	イ チ ゴ 0.2ha 夏秋トマト 0.2ha 水 稲 3.0ha	トラクター 1台 (24ps) 1台 動力噴霧機 1式 パイプハウス 他	主たる従事者 1人 家族補助従事 者 2人 臨時雇用 336h

以下略

再認定農業者に関する支援状況

前述のとおり、平成 20 年の再認定者の状況について調査したが、その 結果は以下のとおりである。

なお、認定農業者の認定を市町村に受ける際に提出する「農業経営改善計画認定申請書」の様式が、平成15年度の途中で変更されており、現在の様式とは異なり、旧様式では申請時の所得等の実績及び5年後の目標を記載する項目がなかったため、比較ができない再認定者がおり、その分は除外している。

ア 県北農林事務所

平成 15 年度の県北農林事務所管内の認定農業者のうち平成 20 年度 に再認定された者は 78 名であり、その実績及び目標は次のとおりである。ただし、そのうち 1 名は旧様式によるため下記の表(データ)からは除外した。

(単位:千円)

再認定者	平成 15 年	度実績(A)	平成 20 年	度目標(B)	平成20年度実績(C)		
77 名	売 上	所 得	売 上	所 得	売 上	所 得	
合計	-	407,810	-	547,700	-	443,280	
平均	-	5,296	-	7,113	=	5,757	

目標達成率 (C)÷(B)		実績増減率 (C)÷(A)		
売 上	所 得	売 上	所 得	
-	80.9%	-	108.7%	

イ 県中農林事務所

38 名が再認定されているが、全て旧様式による申請のため取りまとめからは除外した。

ウ 県南農林事務所

白河市では22名の再認定者がいるが、18名は旧様式のため取りまとめから除外した。対象者が4名しかいないのでデータの掲載は控えた。

西郷村では2名の再認定者がいるが、2名ともに旧様式のため取りまとめから除外した。

泉崎村では6名の再認定者がいるが、5名が旧様式のため取りまとめから除外し、対象者が1名しかいないのでデータの掲載は控えた。

中島村では再認定者が5名しかいないのでデータの掲載は控えた。

矢吹町では2名の再認定者がいるが、2名ともに旧様式のため取りま とめから除外した。

棚倉町では9名の再認定者がいるが、5名が旧様式のため取りまとめから除外し、対象者が4名しかいないのでデータの掲載は控えた。

場町では再認定者が2名しかいないのでデータの掲載は控えた。 矢祭町では再認定者が3名しかいないのでデータの掲載は控えた。

鮫川村は10名の再認定者がおり、次のとおりである。

(単位:千円)

再認定者	平成 15 年度実績(A)		平成20年度目標(B)		平成20年度実績(C)	
10名	売 上	所 得	売 上	所 得	売 上	所 得
合計	65,080	32,580	111,720	54,170	67,535	29,534
平均	6,508	3,258	11,172	5,417	6,754	2,953

目標達成率 (C)÷(B)		実績増減率 (C)÷(A)		
売上	所 得	売 上	所 得	
60.5%	54.5%	103.8%	90.7%	

工 会津農林事務所

会津若松市では 18 名の再認定者がいるが、全て旧様式による申請の ため取りまとめからは除外した。

猪苗代町では 21 名の再認定者がいるが、同様に全て旧様式による申請のため取りまとめからは除外した。

磐梯町では再認定者が5名しかいないのでデータの掲載は控えた。

旧河東町では再認定者が6名しかいないのでデータの掲載は控えた。

旧北会津村は 9 名の再認定者がいるが、全て旧様式による申請のため取りまとめからは除外した。

才 相双農林事務所

相馬市は39名の再認定者がいるが、全て旧様式による申請のため取りまとめからは除外した。

南相馬市は 14 名の再認定者がおり、次のとおりである。なお、平成 15 年度実績、平成 20 年度目標は再認定者 14 名とそれ以外の 4 名を加えた 18 名分で算出している。

(単位:千円)

再認定者	平成 15 年	度実績(A)	平成20年/	度目標(B)	平成20年	度実績(C)
14名	売 上	所 得	売 上	所 得	売 上	所 得
合計	142,410	67,990	265,060	127,590	665,010	122,240
平均	7,912	3,777	14,726	7,088	47,501	8,731

目標達成率 (C) ÷ (B)		実績増減率	(C) ÷ (A)	
売 上	所 得	売上	所 得	
322,6%	123.2%	600.4%	231.1%	

新地町は 5 名の再認定者がいるが、全て旧様式による申請のため取りまとめからは除外した。

飯舘村は22名の再認定者がいるが、15名が旧様式のため取りまとめから除外し、対象者が7名しかいないのでデータの掲載は控えた。

(5) 普及指導活動の問題点

今回の往査を通じた普及指導員への聴取等を踏まえると次のような問題点があると推量される。

普及指導員の積極的な指導

普及年報に記載された実証圃に係る活動成果は技術的説明が多く、 対照圃あるいは慣行栽培との収支比較等が掲載されていない。その他 聴取等を通じて、普及指導員は農家に対して、具体的な数字等を示し 十分に説明を尽くすなど、分かりやすい積極的な指導をすべきではな いかと思われた。

支援対象農家

普及部は、県内の農家を重点指導対象や一般指導対象などに区分した活動を実施しているが、要請があれば全ての農家に対し指導している。ところが、農家と一口に言っても、農家には例えば主業農家や準主業農家など種類があり、また、農業に取り組む姿勢も異なっており、千差万別である。したがって、支援対象の絞り込みが重要である。

農家の事業意欲の欠落

指導を受ける農家は、投資をしてそれを上回る回収をしようという 事業意欲に欠けているのではないかという危惧がある。農業制度資金 の貸付実績によれば、平成 20 年度の融資枠は 28 億円であるにもかか わらず融資実績は 25 億円である。

【意見】

1 農業経営改善について

農家は、農地等を相続により取得し、農業も家族で取り組む例が多い。ほぼ毎年同じ農産物を生産し、販売先も農協や市場と固定化し、投資といっても農機具の更新ぐらいであると思われる。事業と対比すれば、家業と言われる場合が多い。一方、事業は目的を設定して、従業員を組織し、投資を行い、生産・販売し、その販売代金で原材料等の仕入代金を支払い、従業員に給料や役員報酬を支払い、そのうえで投資資金を回収するとのサイクルを継続的に行う活動であり、その組織体が企業である。

農業の振興のためには、競争力を有する農家を育成する必要がある。 そのためには、農業を家業として考えている農家を、農業を事業として 考え、事業意欲がある農家に変えていかなければならない。

農家の農業経営の改善意欲を高め、技術と経営を一体的に指導することなど効果的、効率的な普及活動を実施する必要がある。

2 責任ある普及活動

農業生産方式の改善は、長期的な農家所得の向上のために行われるべきものである。そのように考えると、新しい品種や農法を普及する場合には、今までと比較してどのように収支が改善され、その結果、短期的または長期的に農家の所得向上にどの程度繋がるのかを具体的数値を用いて収支計画で示さないと、農家も新しい品種や農法の導入に積極的になれないので、数字を使った普及活動を積極的にすべきである。また、併せて支援する農家から確定申告に添付される農業所得の内訳書を入手し、農業所得の向上に向けた継続的な支援に役立てる必要がある。

さらに、新技術の導入等に対しては、農家に補助金が支給される場合などもあるので、県の支援が農業所得の向上に役立つことを積極的に数字を用いて説明することにより、農家の事業意欲を高めることにも繋がる。

3 県が支援すべき農家

農家の中でも、農業を事業と考えていない人を支援するのは無意味であり、事業として農業に取り組んでいる人を支援すべきである。よって、まずは認定農業者が支援の対象になると思われる。認定農業者にも行政に頼らずに自力で事業展開する方がいるが、県の支援を必要とする認定農業者については当然支援の対象とすべきである。また、認定農業者は米の生産調整の目標達成者に限定されてしまうので、米どころ福島県の現状を考えると、認定農業者以外であっても農業に意欲的に取り組む農家には支援の輪を広げる必要があると思われる。